第124回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日 時:令和4年3月10日(木)14:30~16:00

2 場 所:中央合同庁舎第2号館 省議室(Web会議併用)

3 出席者

座 長 江利川 毅

小野 勝久 (Web)

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

髙橋 滋 (Web)

南 砂

(総務省) 行政評価局長 清水 正博

大臣官房審議官 武藤 真郷

行政相談企画課長 大槻 大輔

行政相談管理官 渡邊 靖

4 議題

- (1) 審議案件(継続案件)
 - ① 全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい(第122回、第123回 付議案件)
 - ② 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について 顔認証ゲートにおける証 印(スタンプ)の省略に伴う負担軽減 - (第120回、第121回及び第122回付議案 件)

(2) 報告案件

① 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について (第 118 回、第 119 回、 第 120 回、第 121 回及び第 122 回付議案件)(令和 4 年 1 月 28 日あっせん)

5 議事概要

(1) 審議事案(継続案件)

事務局から、資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な質疑は以下のとおり。

全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい (第 122 回、第 123 回付議案件)

(髙橋委員)

・ 全国通訳案内士の仕事の特殊性として、外国人の方が相手ということがあるのではないでしょうか。だた、相談者ご本人がおっしゃっているような、登録証に旧姓を併記すると色々と説明しなければならなくなるので困る、といったことを、実際に全国通訳案内士として働いている女性の方の多くがお感じになっているかどうかを把握する必要があるのではないかという風に思っています。その辺、観光庁にニーズの把握をしていただく必要があるのではないでしょうか。

当面、ルールの統一化を進めることは重要だと思うのですが、本当に旧姓のみの表記とするニーズがあるのか、世の中の流れがどうなっているのかの把握を、観光庁として責任をもって、きちんと把握していただくようお願いする必要があると思っております。

(梶田委員)

・ 資料 2 ページのところで、現に旧姓を含めて表記している例がいくつか挙がっていますが、これはどのような事情でこうなっているのでしょうか。

(事務局)

・ 資料にもありますが、液化石油ガス設備士につきましては、法令上特段旧姓使用を制限する規定はないということで、旧姓使用が可能と判断、解釈をしたということです。 現在の姓を旧姓に変更することも、法令上特段の規定はなく可能ということで、これらの考え方は HP にも記載されております。 都道府県に対しても、こういう取扱いをしているということを公にしております。これは昨年、令和3年9月からの取扱いでございます。

電気工事士も基本的に考え方は同じでございます。住民票に旧姓併記ということで、 戸籍上の姓と旧姓両方が書かれていれば、同一性の確認が取れるということで、法令上 の氏名について、旧姓も可との解釈をしております。これは令和 4 年 1 月からの取扱 いとなっています。

中小企業診断士につきましては、中小企業診断士として中小企業の方へのコンサル 業務、助言・診断をするに当たって、本人が仕事をする上で、その方が仕事がやりやす い、旧姓を使うことを希望する、ということであれば、それを可能としている、法令上 の氏名は必ずしも戸籍上の氏名とは限定はしていないとのことです。通関士について は、なぜ、いつから、については十分確認は取れてはいないのですが、東京税関が作成 している要領ではこのような扱いをしているということで聞いております。

ただ、今申し上げたような解釈論について、当該省庁全体で統一的になっているかというところについては、必ずしも、そうではないと考えております。経産省が所管している資格が同じように、旧姓のみでの表記となっているかというと、決してそうではありません。内閣府が取りまとめた「旧姓使用の現状」を基に、64の国家資格を抽出し、一つ一つ潰していった中で、確認できたものであり、これについて担当課に確認を取ったところ、こういう説明を受けたという状況でございます。

(梶田委員)

・ 主に旧姓使用について、女性からの強い要望があったなどといった背景はあるのでしょうか。それとも各省で考えてやったのでしょうか。

(事務局)

・ きちんと確認はしていませんが、要望があったというよりは、閣議決定「第5次男女 共同参画基本計画」や「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」などを受けて各府 省が検討した結果、と聞いております。

(南委員)

・ 相談者は、個人情報を殊更にさらす必要はないのではないかと主張していると伺いました。原則的に、対外的に表示するものについて、旧姓のみとしたいご本人の強い気持ちは理解できるし、そういう風にしてほしいという女性はいるとは思います。

ですが、先ほどから伺っているように、あまたある資格がまちまちになるのは、余り 好ましいことでもないので、足並みがそろわないような結果にならないように、髙橋先 生が言われたように、裏付けとなるような調査をするのが望ましいかなと思います。

一方で、資格所持者が間違いなくご本人であることを確認するためには、旧姓と新姓を併記するのが正確だと思います。旧姓を併記するとしても、人に見えるものについては旧姓とし、戸籍上の氏名は見えないところで記しておくとか、何も制度まで踏み込んで変えなくても、何らかの方法でできないこともないのではないかという気がしております。

ただし、旧姓併記ということで非常に困ることがそんなにあるのかなという印象はあります。私自身の事で言えば、研究職にあった時に、論文の問題がありまして、旧姓で書いていたものが、戸籍上の名字が変わったことによって、過去の業績が検索できない、引っ掛かってこないということがありました。これは本当に不都合があるので、その点は旧姓と新姓をハイフンでつなぐとか併記する形で、同一人物であることが分かるように、逆に旧姓併記して示す必要があると私個人としては思っています。

相談者には特別な事情があるのかもしれませんが、それは何か運用上のやり方で解消できるのであれば、今の段階で制度まで踏み込まなくてもいいのではないかとの印象を持ちます。

(小野委員)

・ 立ち戻って悪いのですが、登録証に旧姓併記をした場合に、混乱が生じるおそれがあるとのことですが、具体的にどのような混乱が生じるおそれがあるのでしょうか。

(事務局)

・ 具体的なところまでは確認してはいないのですが、資料の 1 ページ目でございますけれども、「1行政相談」の箱の下の部分※印で、相談者と再度接触して色々と確認をしております。この中で 2 つ目の○のところで、具体的にどのような支障があるかということをもう少し詳しく教えてほしいということで確認しましたところ、具体的に挙げていただいたのが、先ほど南先生からお話がありましたけれども、業務とは関係のない婚姻という個人情報をさらす抵抗感、通訳案内士ということでお客さんが外国人や旅行業者やホテルといった取引先になるのですが、戸籍上の氏名と旧姓の二つあると混乱が生じるのではないか、という心配をしているということでございます。

実はこの方、通訳案内士の試験に合格をしておりますが、旧姓で登録証が発行されないということで、通訳案内士としての登録はしておりません。したがって、登録をした上で、通訳案内士としての業務を実際には行っておりません。検索サービスにも登録はしておりません。したがって、実際にどんな混乱が生じるのか、実際に日頃通訳案内士として仕事をして、このような支障があるというようなお話というよりは、今現状において、こういったことが想定される、このような心配がある、という話であります。

(小野委員)

・ 旧姓併記では婚姻の有無が分かってしまう、混乱が生じるということであれば、旧姓 か新姓かどちらかにするということになると思うのですが、旧姓か新姓かどちらかに してほしいという要望なのでしょうか。それとも、今テーマになっているように、旧姓 のみにしてほしいという要望が強いのでしょうか。

(事務局)

・ この相談者の方としては、登録は旧姓の併記でも構わない、ただ、お客さんや提示の 義務があります登録証、いわゆる身分証になりますけれども、これは併記ではなく、旧 姓のみにしてほしい、というのがこの方の要望でございます。

(齋藤委員)

・ 全体的な方向性として異論はないのですが、ただ一般論あるいは中長期的に考える と、旧姓だけで仕事したいというのは、人格権とか個人の情報についての権利という観 点から重要になってきていると思うのですね。旧姓だけで仕事をしたいという希望に ついては、例えば、資料にある中小企業診断士の登録証で認めているというのは一つの 方向性だと思うのですね。

ですから、本件固有の話ではなく、一般論ですが、なぜ旧姓だけじゃないと駄目なのですか、ではなく、これについては旧姓だけでは駄目です、といったネガティブリストをそろえていく必要があるかと思います。元々、登録するデータベースについては戸籍

謄本等とのマッチング、本人確認に必要ですが、仕事をする時の登録証等について、な ぜ旧姓だけの表記では駄目なのかを今後各府省に問いかけて統一化を図ることも考え る必要があるのではないかと思います。

(江利川座長)

・ 今までのご意見を整理すると、一つは、そういうニーズがどれだけあるのかということ。観光庁に対して、このようなニーズがどの程度あって、世の中の動きがどういう方向に向いているのか、少し実態を把握したらどうかという話。それから、齋藤先生からお話がありましたが、本件を考えるに当たって、なぜ旧姓では駄目なのか、というような事で整理をするのではなく、どうしても旧姓のみでは駄目だということを考えなければならないけれども、そうでないものについては、ある程度個人の情報に関する一つの権利として、許容される方向に流れているのではないか、との話だったのではないかと思います。

直ちに結論を出すのは難しいと感じますが、観光庁には、他の多くの資格が旧姓併記だからやらないという横並びの議論ではなくて、現に支障はないとのことでやっている他の制度もあるのでしょうから、本当に支障があるのかどうか、どのくらいニーズが強いのかどうかを確認してもらった上で、可能であれば、旧姓のみの表記を認める方向で考えてもらいたい。登録証について、旧姓のみの表記を認めないということであれば、その理由や支障を明確にしていただきたい。事務局には、そのような方向で調査をし、更に検討を深めてもらうのはどうかと思います。

(事務局)

・ ご意見を踏まえ、観光庁ともう少し議論をさせていただこうと思っております。なかなか、大勢がまだまだ旧姓併記ということで、旧姓のみでの表記としている取組もまだ始まったばかりということもございます。我々としては、通訳案内士の業務の特性から見て必要があるのかどうかを議論させていただこうかなと思います。相談者の方との関係というのでしょうか、推進会議は個別の救済を目的としたものではございませんので、制度的な面からの検討ということではございますけれども、相談者の方から、それと他の通訳案内士の方からも、ニーズといったところについて確認をしながら、もう少し先生方のお知恵を借りながら、観光庁と議論をさせていただきたいと思っております。

併せて、本質的な問題は問題として、短期的、早急な話として、業務で旧姓を使用する際の環境整備として、旧姓併記の取扱いに係る周知、通訳案内士登録情報検索サービスにおける旧姓併記のルールの統一などを進める必要があると考えており、こちらについても話を進めさせていただこうと思っております。

(江利川座長)

制度として必要があるかどうかを議論するのは難しいと思います。具体的に明示できるものかというと、個々人の感覚や感性によるところがあって、制度的な必要性がある

かという議論では、整理はできないのではないかと思います。そういった中で踏み切っている制度もありますので、まず、客観的な意味でどういったニーズがあるか、もう一つはどうしても旧姓併記でないと駄目なのか、という観点も大事かなと思います。制度的に、こういう問題があります、というのがあれば、制度のあり方についての議論はできるが、そのような問題がなければ、果たしてどこまで許容できるかという方向で議論するのも一つかと思います。その辺も踏まえて詰めていただけたらと思います。次回に向けてよろしくお願いいたします。

(事務局)

・ 分かりました。スタンスとしては、法令の改正が必要ではないか、ということではな く、前回も話をいただいておりますけれども、運用でできるところはどんなことがある のかという方向でも考えていこうと思います。

(局長)

・ 補足させていただきます。ご指摘いただいていますように、一つ例があるから全部そっちに寄れ、とか、他が進んでいないからやらなくていい、とかそういう議論をするのではなくて、全国通訳案内士の仕事をするに当たって、本当に守らなければいけないところはどこですかという視点から、まずは観光庁と対話をしてみたいと。その上でまたご報告してご示唆をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について-顔認証ゲートにおける証印(スタ

|ンプ)の省略に伴う負担軽減-(第 120 回、第 121 回及び第 122 回付議案件)

(小野委員)

・ あっせんという形ではなく、出入国在留管理庁の対応を取りまとめ、本会議の見解を 合わせて公表することがよいのではないかと思います。

(江利川座長)

・本件については、前の座長の松尾さんの頃から議論をしていまして、松尾さんは顔認証が一トを導入する時点で、関係省庁との調整が不十分だった、詰めが甘かったのではないかということを非常に言っておられました。確かにスタートでそういうことが起こると後が大変だなと思いましたが、事務局が関係方面とよく折衝してくれて、入国時でのいろいろな意味での案内の徹底とか、あるいは外務省、在外公館において周知していただくのも非常に大きいと思いますし、先々の課題ですが、マイナンバーカードでも検討課題の一つに挙げられていくようですし、現時点では、各省、できる範囲の努力をやってもらっているのかなという感じがします。今後、なお同じような問題が起こるようであればまたそれはそれで対応を考えなければいけませんけれども、当面は今やっていることを引き続き行う、あるいは内容を充実させる、それから、長期的な対応についても検討してもらうこととして、当会議としては、審議結果の状況を総務省のホームページに掲載する、そういうことでよろしいのかなと思います。ご意見がなければその

ような対応としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(髙橋委員)

・ あっせんまでは必要ないと考えます。ただし、マイナンバーの活用については、長期 的に注視していくということで結構だと思いますものの、フォローアップとして、2年 後ぐらいにもう一度、事務局から出入国在留管理庁に状況を聞いてみるみたいなこと は考えていただければと思いました。全体方針に異論があるわけではございません。

(江利川座長)

・ 事務局はその点も含めて次回にまとめて報告してください。

(事務局)

・ 出入国在留管理庁と話をしたいと思います。

(2) 報告案件

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について (第 118 回、第 119 回、第 120回、第 121 回及び第 122 回付議案件) (令和 4 年 1 月 28 日あっせん)

事務局から、資料に基づき、当会議の意見を踏まえ資源エネルギー庁へあっせんした旨説明が行われた。特段質疑等はなかった。

以 上